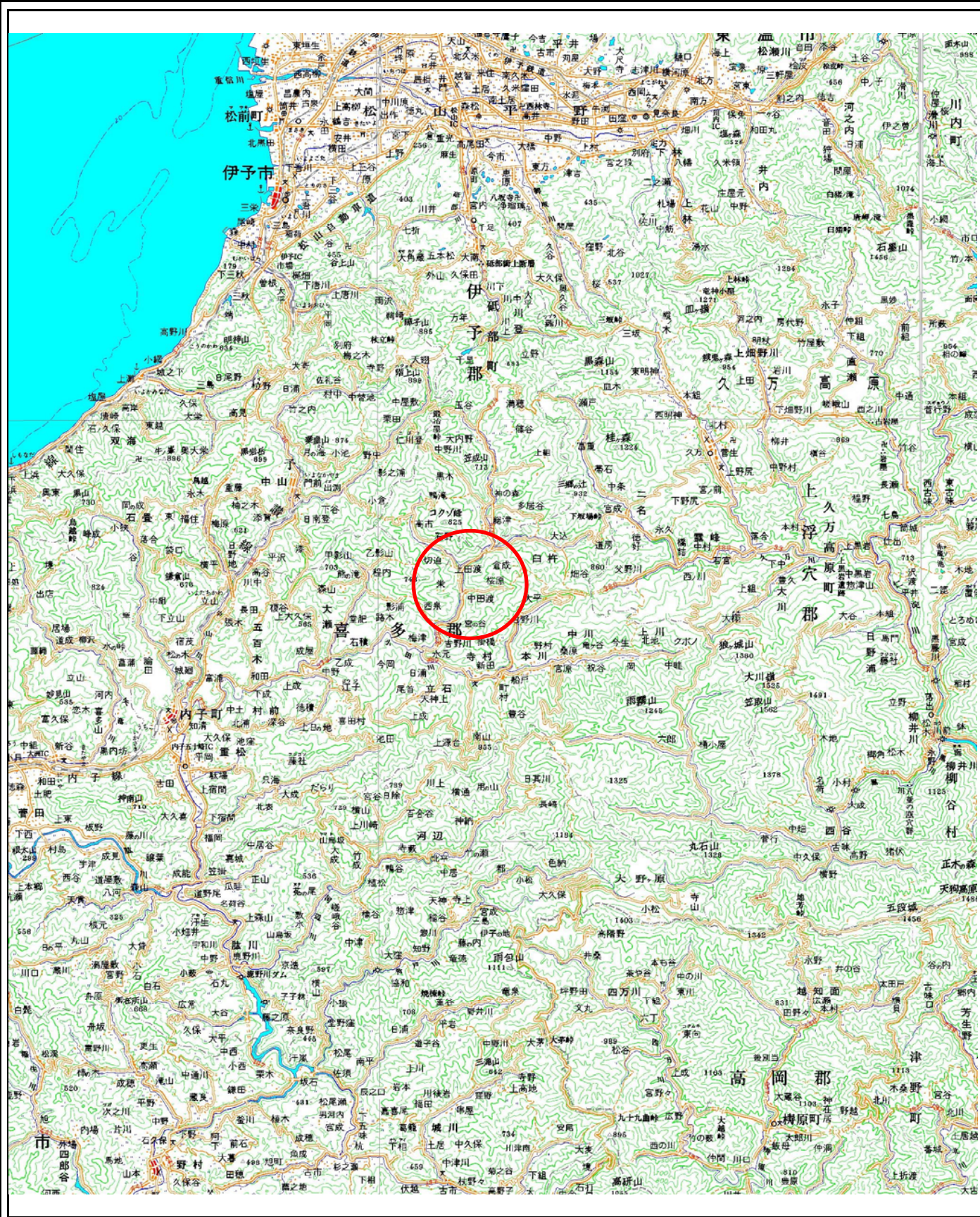
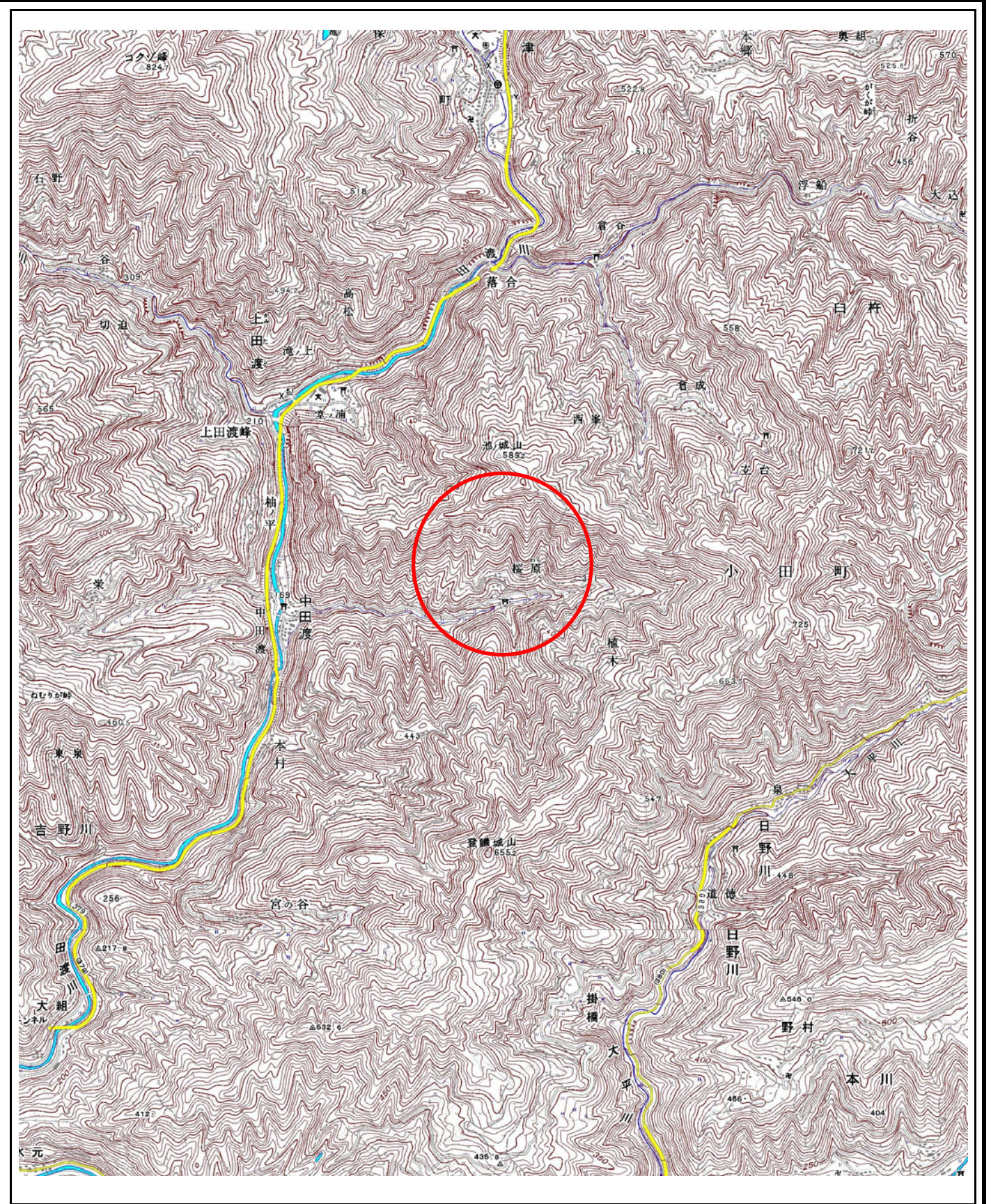


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)



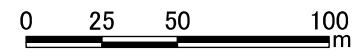
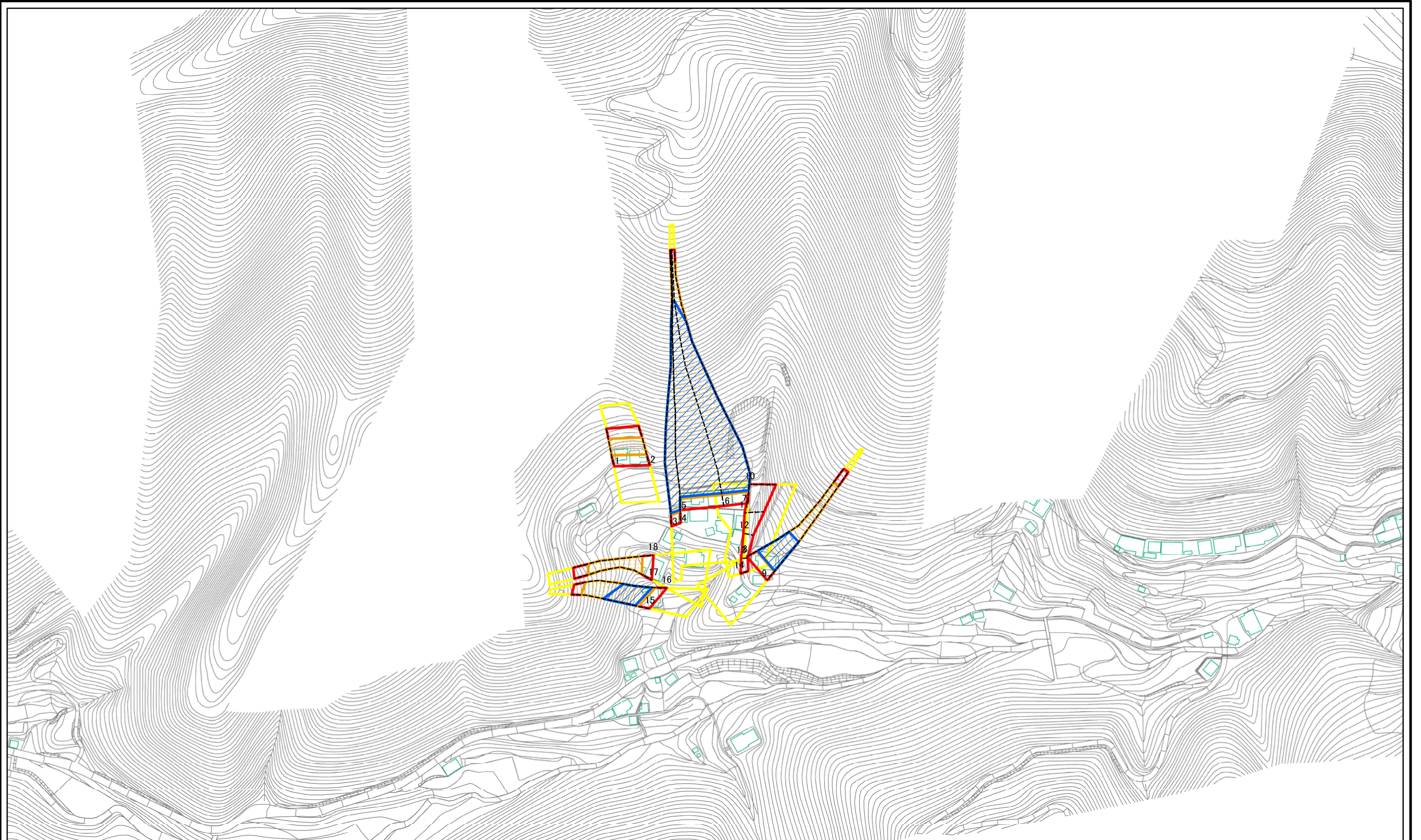
(1/25,000)

様式-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	385-II-76(1)
箇所名	桜原B2
所在地	喜多郡内子町中田渡

この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(認証番号 平27情複 第1401号)

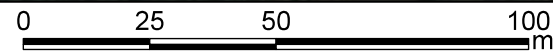
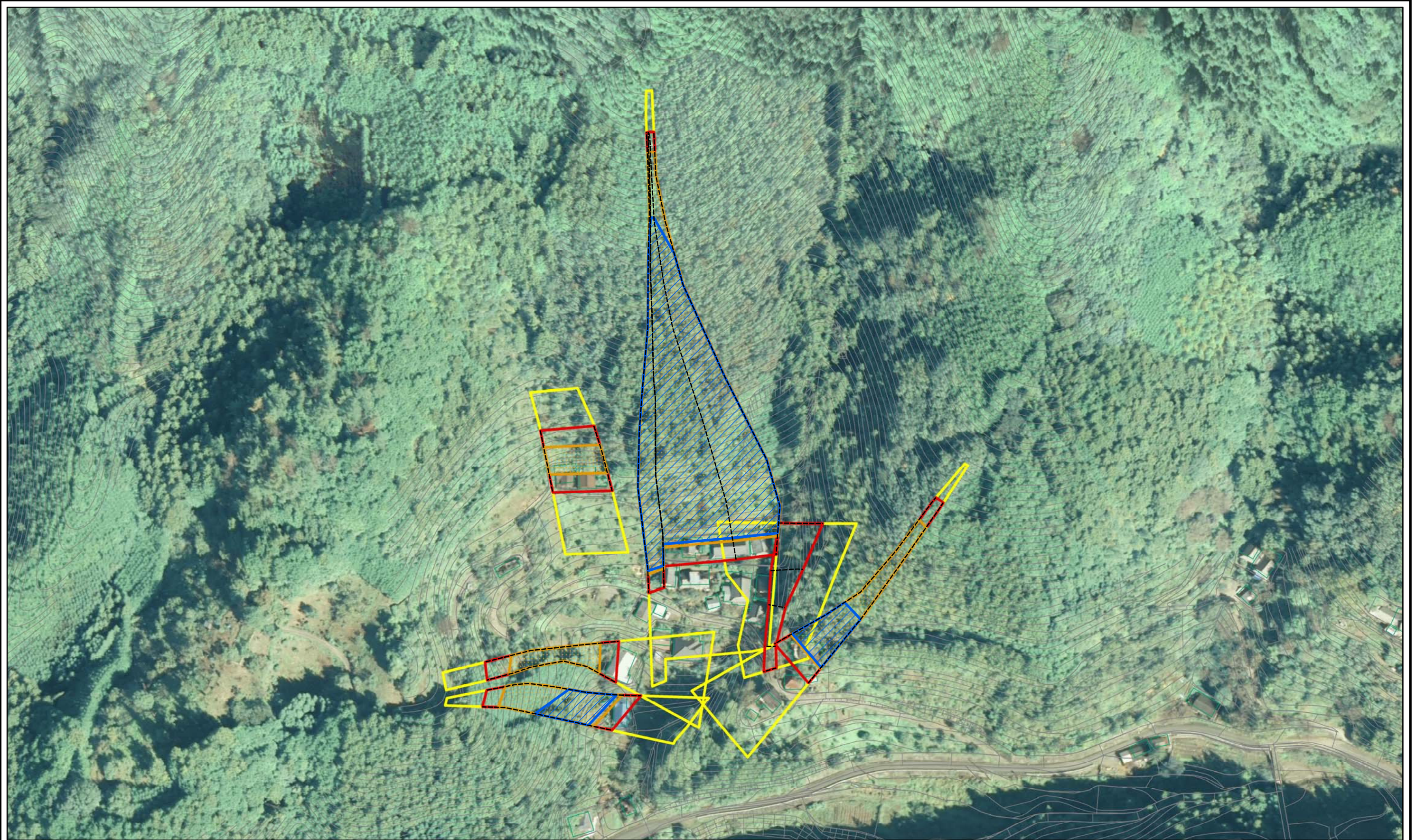
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

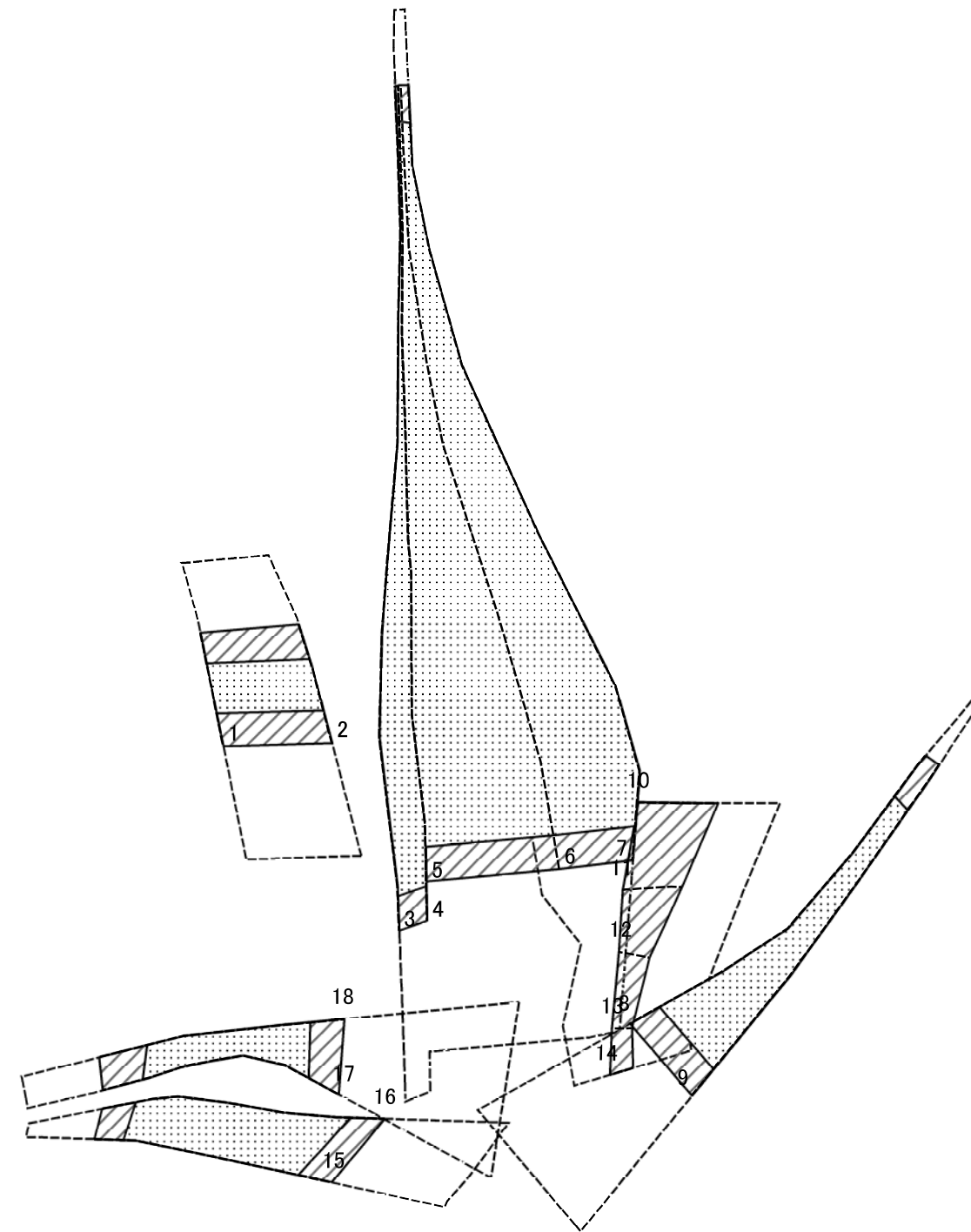
様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-II-76(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	桜原B2
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-II-76(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	桜原B2
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

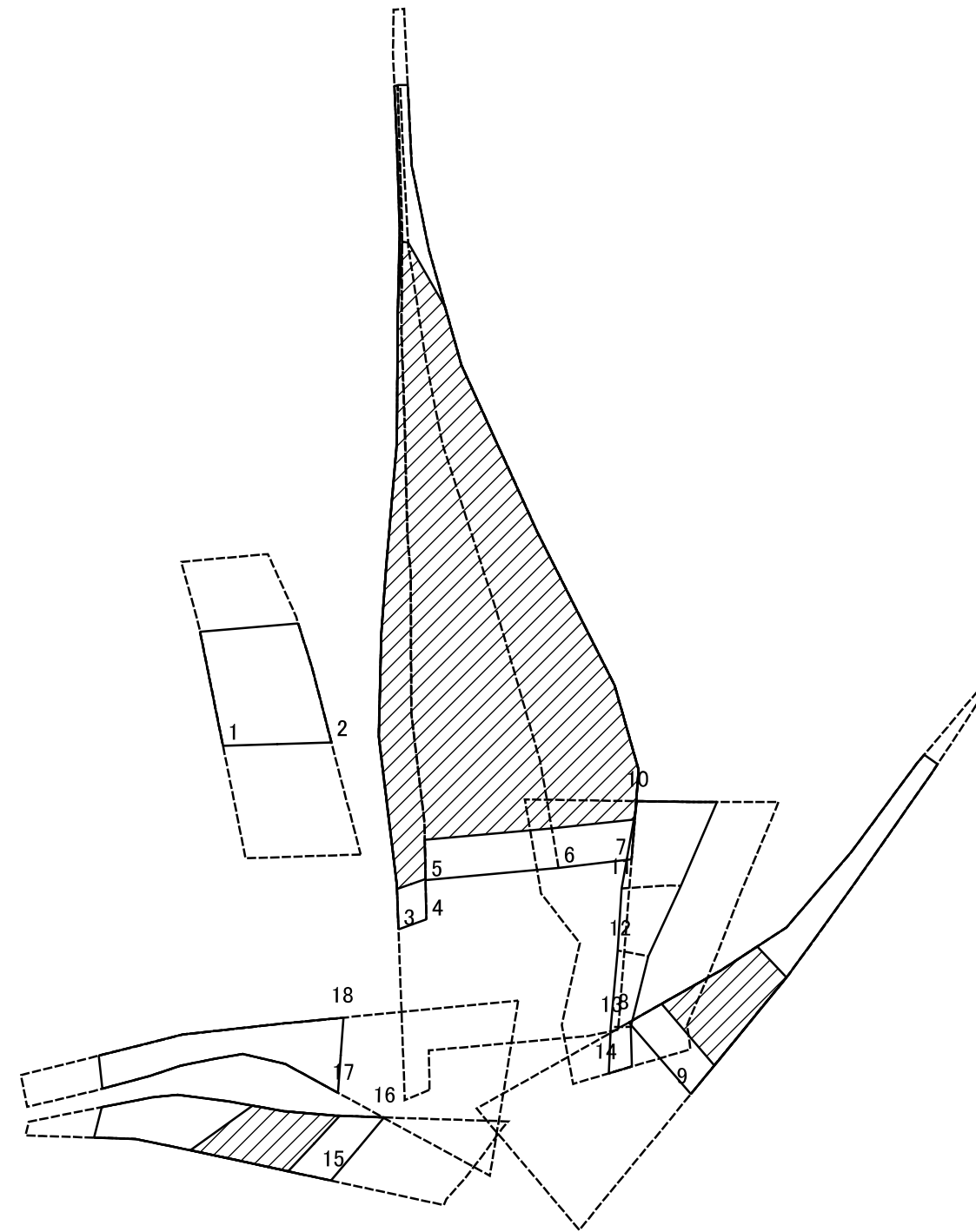


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-II-76(1)
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	桜原B2
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺
1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-II-76(1)
告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	桜原B2
告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	130.62	1.00	100.00	1.00	-	-	12.72	2.38	~								
3 ~ 4	153.30	1.00	100.00	1.00	20.59	3.85	16.05	3.00	~								
4 ~ 5	154.98	1.00	100.00	1.00	20.75	3.88	16.05	3.00	~								
5 ~ 6	154.98	1.00	100.00	1.00	20.75	3.88	16.05	3.00	~								
6 ~ 7	154.19	1.00	100.00	1.00	20.67	3.86	16.05	3.00	~								
8 ~ 9	137.19	1.00	100.00	1.00	19.42	3.63	16.05	3.00	~								
10 ~ 11	-	-	100.00	1.00	-	-	15.44	2.88	~								
11 ~ 12	-	-	92.23	1.00	-	-	14.29	2.67	~								
12 ~ 13	-	-	65.73	1.00	-	-	13.40	2.50	~								
13 ~ 14	-	-	54.82	1.00	-	-	13.40	2.50	~								
15 ~ 16	163.43	1.00	100.00	1.00	20.87	3.90	16.05	3.00	~								
17 ~ 18	143.74	1.00	100.00	1.00	-	-	15.74	2.94	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	385-II-76(1)
	告示番号	愛媛県告示第130号	箇所名	桜原B2
	告示年月日	平成30年2月9日	所在地	喜多郡内子町中田渡